

## 「確定給付企業年金制度について」等の一部改正通知の発出について

厚生労働省は、2025年10月15日に通知（※1）を発出し、DBの給付減額の判定基準・手続きの見直し等が適用される運びとなりましたので、ご案内いたします。

この内容は、8月15日にパブリック・コメントに付されていたものです（※2）

- （※1）○令和7年10月15日通知「『確定給付企業年金制度について』の一部改正について」（年発1015第1号）  
 ○令和7年10月15日通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」（年企発1015第1号）

- （※2）○2025年8月21日メルマガ「給付減額判定基準の見直し案等について（パブリックコメント）」  
[https://www.sa.nissay.co.jp/\\_media/info2025/magazine/n451\\_nenkin\\_magazine\\_20250821.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2025/magazine/n451_nenkin_magazine_20250821.pdf)

### 【内容】

- I. DBの給付減額判定基準の見直しについて
- II. 承認又は認可の申請時期について
- III. 適用時期等について

当社総幹事先の企業・基金様における対応につきましては、後日「Nissay DB Information」でお伝えすることを予定しております。

### 年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

## I. DBの給付減額判定基準の見直しについて

- 2024年12月27日にまとめられた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」での、確定給付企業年金制度の給付減額判定基準が、定年延長に伴う制度変更の阻害要因になっているのではないか、という議論を踏まえ、判定基準の緩和を行うものです。

【参照】2024年12月27日「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」より <抜粋>

- 給付減額判定基準については、定年延長に伴い支給開始年齢を引き上げる際、給付の名目額が増加する場合であっても給付の減額と判定されることが、定年延長の阻害要因となっているとの指摘がある。一定の要件を満たす場合の給付設計変更について、「給付減額」として取り扱わないことを認めてはどうかとの意見がある一方で、現行の 절차를緩和すべきではないとの意見もある。
- 見直しを検討する場合には、支給時期の後ろ倒しに伴う運用の機会損失などに留意が必要である一方で、給付額算定における利息付与の取扱いは企業年金ごとに異なる中、一定の基準を定めて不利益性を定量評価することにも限界があることを勘案する必要がある。また、給付の減額は、加入者の期待権等に関わる変更であり、現行では対象者の個別同意の取得を要件として課すなど慎重な取扱いとしている点に留意する必要がある。
- これらを踏まえ、定年延長等に伴う給付設計の変更については、引き続き給付減額に係る現行の判定基準を原則としつつ、給付の名目額が増加する等の一定の要件を満たす場合であって、DBの給付設計を変更することについて対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に「給付減額」として取り扱わないこととするべきである。なお、今回の見直しは労使間の交渉ができる体制として労働組合があることを要件としている。この点に関して、議論の際には、中小企業など労働組合がない企業が多数存在する点を踏まえ、この場合の対応についても検討すべきとの意見があった。要件緩和の是非については、実施状況を踏まえつつ、更なる検討を行っていくべきである。

- 今回、「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）」の改正が行われ、一定の要件（※）を満たす場合には、従来基準で減額と判定される（通常予測給付現価（以下、「給付現価」）が減少する）場合であっても、労働組合から規約変更の同意とは別に、減額として取り扱わないことの同意（以下、「当該同意」）を取ることで、給付減額として取り扱わないことができることとされました。

※一定の要件・・・以下の要件の全てを満たすことが必要。

- ①加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更であること。
- ②給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合から「規約変更の同意」とは別に「減額として取り扱わないことの同意」を得ること。
- ③給付現価が減少する全ての加入者の給付の名目額（\*）が増加すること。
- ④給付現価が減少する全ての加入者に係る最低積立基準額が減少しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること。

（\*）給付の名目額：予定利率をゼロとして算出した給付現価

- なお、実施事業所が複数あるときは、全部又は一部の各実施事業所について当該同意を得ることにより、当該同意を得た実施事業所の加入者について給付の額の減額として取り扱わないものとする事ができるとされています。

## Ⅱ. 承認又は認可の申請時期について

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）」（以下、「承認認可通知」）が改正され、規約の承認・認可の申請時期について、追記がなされております。

- この追記について、パブリック・コメントにおいては、  
「規約の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを目的として、『適用日を4月又は10月とする規約の申請は、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが望ましい』旨を追記する」  
とされていましたが、パブリック・コメントでの指摘を受けて、  
「適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられること。」との表現に改められ、「円滑な規約の施行のために協力を呼び掛ける趣旨のものです」（パブリック・コメントに対する担当課の考え方）とされています。

## Ⅲ. 適用時期等について

- いずれの通知についても、2025年10月15日からの適用とされています。なお、2026年10月1日以前の日を規約の適用日とする規約変更等については、改正前の承認認可通知の様式を用いることができる、とされています。
- なお、当社総幹事先の企業・基金様における対応につきましては、後日「Nissay DB Information」でお伝えすることを予定しております。

以上